

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、資格確認書又は資格情報のお知らせを交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し国民健康保険税の算定をし、納税通知書の印刷を行っている。また、口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に国民健康保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行っている。 ④被保険者異動情報の送信と受信を行い、資格継続業務を実施する。 ⑤高額継続候補世帯の抽出と高額継続世帯の確定を行い、高額該当回数を引き継ぎ業務を実施する。 ⑥オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務を実施している。
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、70、71、83、105、125、131、137、141、158、161、164、165、166、173の項 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部 保険年金課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険年金課 (茨城県結城市中央町二丁目3番地) 0296-32-1111
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のとおり、事務やシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている。 ・ユーザ認証の管理を行っている。 ・アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ・アクセス権限の管理を行っている。 ・特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む。)を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	1. ②		⑤被保険者異動情報の送信と受信を行い、資格継続業務を実施する。	事前	国保県域化による業務追加
平成30年4月1日	1. ②		⑥高額継続候補世帯の抽出と高額継続世帯の確定を行い、高額該当回数引き継ぎ業務	事前	国保県域化による業務追加
平成28年4月1日	5. ②	保険年金課長 増山 誠	保険年金課長 山中 健司	事後	人事異動による所属長変更
平成30年4月1日	1. ③		次期国保総合システム	事前	国保県域化によるシステム追加
平成30年4月1日	1. ③		国保情報集約システム	事前	国保県域化によるシステム追加
平成28年4月1日	5. ②	保険年金課長 増山 誠	保険年金課長 山中 健司	事後	人事異動による所属長変更
平成27年3月31日	8	保健福祉部 社会福祉課	保健福祉部 保険年金課	事後	誤記
平成29年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年11月22日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年12月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年11月22日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	Ⅳリスク対策1～9	項目なし	リスク対策1～9への記載	事後	項目追加
平成31年3月15日	5. ②	保険年金課長 山中 健司	保険年金課長	事後	項目内容変更
平成31年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報 を取り扱う事務 ②事務の Ⅰ関連情報 3. 個人情報の 利用 法的根拠		⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認の導入に伴う業務追加
令和2年3月27日	Ⅰ関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 附則第6条	事前	オンライン資格確認の導入に伴う業務追加
令和2年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和3年3月10日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②	③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し保険料の算定をし、納入通知書の印刷を	③被保険者の加入期間、所得及び資産を把握し国民健康保険料の算定をし、納税通知書	事後	記載内容変更
令和3年3月10日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②	④収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。	削除	事後	他部署への事務移管による修正
令和3年3月10日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②	⑤オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符	⑥オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符の取得等事務を	事前	記載内容変更
令和3年3月10日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険年金課	市民生活部 保険年金課	事後	部署名変更
令和3年3月10日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請	保健福祉部 保険年金課 (茨城県結城市結城1447) 0296-32-1111	市民生活部 保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111	事後	部署名変更 所在地変更
令和3年3月10日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する	保健福祉部 保険年金課 (茨城県結城市結城1447) 0296-32-1111	市民生活部 保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111	事後	部署名変更 所在地変更
令和3年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	4. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の7	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の8	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日			評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点変更
令和4年3月11日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点変更
令和5年3月10日	表紙 公表日	令和4年3月11日	令和5年3月10日	事後	時点変更
令和5年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点変更
令和5年3月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点変更
令和6年3月15日	表紙 公表日	令和5年3月10日	令和6年3月15日	事後	時点変更
令和6年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点変更
令和6年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点変更
令和7年3月14日	表紙 公表日	令和6年3月15日	令和7年3月14日	事後	時点変更
令和7年3月14日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書と交付している。	①被保険者の加入期間を管理し、資格確認書又は資格情報のお知らせを交付している。	事後	記載内容変更
令和7年3月14日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の 利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条の1 別表第一 第30項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令 第24 条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年3月14日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の8 別表第二 (第1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109項)、附則第6条第4項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1, 2, 3, 4, 5, 19, 20, 25, 26, 33, 43, 44, 46, 49, 56, 60条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 第2, 3, 6, 13, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 70, 71, 83, 105, 125, 131, 137, 141, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び 第2項	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年3月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計		令和6年3月11日時点	事後	時点変更
令和7年3月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計		令和6年3月11日時点	事後	時点変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	表紙 公表日	令和7年3月14日	令和8年3月2日	事後	時点変更
令和8年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	時点変更
令和8年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点変更
令和8年3月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点変更